



# 佐賀県公報

平成16年  
11月22日  
(月曜日)  
第 12536号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

- ◎民生委員の定数 (六九八・地域福祉課) 一
- 保安林予定森林 (六九九・森林整備課) 二
- 大規模小売店舗の新設に係る意見 (商工課) 三
- 換地処分届出 (まちづくり推進課) 三

## ○告示

### ◎佐賀県告示第六百九十八号

民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第四条の規定により民生委員の定数を次のように定め、平成十六年十二月一日から施行する。

なお、民生委員の定数(平成十三年佐賀県告示第五百三十七号)は、平成十六年十一月三十日限り廃止する。

平成十六年十一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

市郡別	市町村名	定数	左のうち主任児童委員の定数
市	佐賀市	336	38
	唐津市	165	24
	鳥栖市	137	14
	多久市	79	10
郡	伊万里市	162	22

佐賀県	武雄市	92	14
佐賀郡	鹿島市	95	12
	諸富町	25	2
	川副町	48	4
	東与賀町	20	2
賀郡	久保田町	18	2
	大和町	50	2
	富士町	27	2
	神埼町	39	2
神埼郡	千代田町	26	2
	三田川町	21	2
	東脊振村	16	2
	脊振村	11	2
埼郡	三瀬村	10	2
	基山町	34	2
	中原町	21	2
	北茂安町	27	2
三養基郡	三根町	20	2
	上峰町	21	2
	小城町	33	2
	三日月町	22	2
小城郡	牛津町	20	2

東	芦	列	町	16	2
	浜	玉	町	24	2
	七	山	村	11	2
	歳	木	町	23	2
	相	知	町	24	2
	北	波	多	15	2
	肥	前	町	26	2
	玄	海	町	19	2
	鎮	西	町	28	2
	呼	子	町	21	2
松	有	田	町	34	2
	西	有	田	25	2
	山	内	町	26	2
	北	方	町	24	2
杵	大	町	町	30	2
	江	北	町	26	2
	白	石	町	35	2
	福	富	町	14	2
島	有	明	町	23	2
	大	良	町	29	2
	塩	田	町	30	2
藤	大	良	町	29	2
	塩	田	町	30	2
津	大	良	町	29	2
	塩	田	町	30	2
郡	大	良	町	29	2
	塩	田	町	30	2

●佐賀県告示第六百九十九号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年十一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

神埼郡脊振村大字服巻字竹屋敷六六二八の一、大字広滝字土堀三三五一の一、字大平四五七二の一、四五七二の二五、四五七二の三六、四五七二の三七、西松浦郡西有田町山谷字二本松乙二九八六の一、乙二九八六の一六から乙二九八六の一八まで、乙二九八六の三一、字水出川原乙三〇〇七の一、乙三〇〇七の四、乙三〇〇七の六から乙三〇〇七の九まで、字西の辻乙四二四四の三六、大木字壁岩乙四五一七の六七、字中尾乙四五六八の六七、字樫山乙四七五一の一、字岳乙四七九三の二八、乙四七九三の五五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○ 公 告

平成16年12月21日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鳥栖市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年11月22日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ鳥栖店

鳥栖市真木町1712番及び1747番-1

- 2 届出の内容  
大規模小売店舗の新設

- 3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

鳥栖市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

- 4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年11月22日から

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、伊万里市長 塚部芳和から換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成16年11月22日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 土地区画整理事業の名称

伊万里都市計画事業 伊万里駅周辺土地区画整理事業

- 2 換地処分の完了年月日

平成16年10月27日

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十一月二十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画（株）